

日程第28 委員会提出議案第1号 橋本市議会議員政治倫理条例について から、日程第30 委員会提出議案第3号 橋本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について までの3件

○議長（石橋英和君）日程第28 委員会提出議案第1号 橋本市議会議員政治倫理条例について から、日程第30 委員会提出議案第3号 橋本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について までの3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
議会運営委員会委員長 14番 辻本君。

〔14番（辻本 勉君）登壇〕

○14番（辻本 勉君）それでは、委員会提出議案3件につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

まず、委員会提出議案第1号 橋本市議会議員政治倫理条例について であります。

これにつきましては、議員各位の熱心な議論をいただきまして、やっと本日提案できるに至りました。本当にありがとうございました。提案理由の説明を申し上げます。

平成23年8月以来、市民の皆さんにわかりやすく、開かれた議会をめざし、議会報告会、本会議のライブ中継、議案の事前公開など、さまざまな改革を実現してまいりました。それら取り組みの中で、平成26年6月定例会においては、議会改革の根幹となる橋本市議会基本条例を制定いたしました。今回提案の議員政治倫理条例は、議員として公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的として、議員各人が市民の代表者であることの自覚と責任を常に意識し、自らを律し、市民の信頼

に値する高い倫理性を保持するよう、議会基本条例第15条の規定に基づき、議員の政治倫理に関する必要事項を定めるものであります。

続いて、委員会提出議案第2号、橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、同条例第2条第2項に規定する常任委員会の委員定数について、総務委員会及び経済建設委員会の委員定数をそれぞれ8人を7人に、7人を6人に改め、第21条では、会議への出席を求める説明員のうち、「教育委員会の委員長」とあるのを、「教育委員会の教育長」に改めるものであります。第2条については、次期一般選挙から議員定数を2人削減することにより、常任委員会の委員定数をそれに合わせるべく改正するものであり、第21条については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員長と教育長が一本化されることに伴い、教育委員会の代表者が現行の「教育委員長」から「教育長」に改められることによるものであります。

次に、委員会提出議案第3号 橋本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について 提案理由の説明を申し上げます。

本案は、同条例第5条第1項に規定する政務活動費を充てることができる経費について、その用途の明確化を図るため、政務活動費使途基準の項目の組みかえを行うものと、第8条収支報告書の保存に関する規定に、新たに2項を加え、収支報告書等の閲覧に関する規定を設けるもので、従来から収支報告等については公開していますが、条例に明確に規定

することで、より一層の適正な運用に努めるものであります。

以上、よろしく審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋英和君）説明が終わりました。

これより、委員会提出議案第1号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 橋本市議会議員政治倫理条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第2号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第3号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております委員会提出議案第3号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第3号 橋本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 議員提出議案第1号 ヘイトス

スピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書について

○議長（石橋英和君）日程第31 議員提出議案第1号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

5番 森下君。

〔5番（森下伸吾君）登壇〕

○5番（森下伸吾君）意見書の朗読をもって、提案理由の説明といたします。

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書。

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、社会的関心を集めています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置をとるべきとの勧告をしました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民俗・国籍の外国人に対する発言に係る事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信

頼を失うことにもなりかねません。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年。

橋本市議会。

（提出先）内閣総理大臣、法務大臣。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案1件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするも

のについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。